

船舶事故調査報告書

令和5年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年2月12日 08時00分ごろ～10時00分ごろの間）（死亡時刻：令和5年2月12日 10時00分ごろ（医師により検案された死亡推定時刻））
発生場所	宮城県南三陸町志津川湾 寺浜灯台から真方位300° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯38° 39.2′ 東経141° 29.3′）
事故の概要	漁船朝明丸は、出港後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年2月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 朝明丸、0.6トン MG3-48627（漁船登録番号）、個人所有 6.57m（Lr）×1.72m×0.60m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成10年5月
乗組員等に関する情報	船長 65歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年5月18日 免許証交付日 令和元年6月24日 （令和6年11月24日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2～3m
事故の経過	僚船船長は、船長が1人で乗り組む‘本船と同じ船名の総トン数4.6トンの漁船’（以下「親船」という。）の左舷に本船を横抱きにした状態で、令和5年2月12日08時00分ごろ、本船と親船とが南三陸町波伝谷漁港を出港するのを目撃した。 僚船船長は、南三陸町樺島東方沖のほたて養殖施設での球付け作業を終え、樺島西方のほたて養殖施設へ向け、樺島北方を西進中、10

	<p>時00分ごろ、樺島北方沖に設置されたダイビングスポットのブイに係留された親船及びその東方10m付近に転覆している本船を発見した。</p> <p>僚船船長は、現場付近の水深が浅く、自船では航行できる範囲が限られていたので、船長の親族に対して本事故の発生と喫水の浅い小型船で現場に来るよう連絡し、また、所属する漁業協同組合にも本事故の発生を連絡し、関係機関への連絡と救急車の手配を依頼した。</p> <p>僚船船長は、付近を捜索したところ、本船の東方10m付近の海面にうつ伏せの状態で見えている船長を発見し、声を掛けても応答がなかったため、自船を近くの養殖施設に係留し、来援した船長の親族の船に移乗して親族と共に船長を引き揚げ、南三陸町坂本漁港に搬送して救急車に引き継いだ。</p> <p>本船及び親船は、僚船により、波伝谷漁港にえい航された。</p> <p>船長は、南三陸町内の病院に搬送され、医師により死亡が確認され、死因が溺死で、死亡推定時刻が12日10時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の親族によれば、船長は、ふだんから救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、発見時、防寒着を着用していたものの、カップ、救命胴衣及び長靴を着用していなかった。</p> <p>僚船船長は、船長が引き揚げられた際、防寒着しか着用していなかったことについて、落水後、泳ぎづらかったので、自身でカップ、救命胴衣及び長靴を脱いだのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、防水仕様の携帯電話が防寒着のポケットから発見されたが、架電した形跡はなかった。</p> <p>船長の家族及び僚船船長によれば、本事故当時、本船のような小型船で刺し網漁が操業できる海上模様ではなかった。</p> <p>船長の家族は、本事故当日以降、海上模様が悪い日が続く予報であり、刺し網を入れたままにしておくと、刺し網に大量のゴミが引っ掛かり、刺し網を損傷したり、ゴミを外すのに長時間の作業を要したりするので、船長が樺島北方に設置した刺し網を揚収する目的で出港したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、08時00分ごろ、波伝谷漁港を出港後、10時00分ごろ、樺島北方沖で転覆した本船の近くでうつ伏せの状態で見えている</p>

	<p>ところを発見されたことから、この間に落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、本船のような小型船で刺し網漁ができる海上模様ではなかったものの、刺し網を揚収する目的で出港した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波伝谷漁港を出港後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、使用船舶の堪航性を考慮し、波高が高い場合には出港を控えること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、作業時などに落水する場合に備えて事前に縄ばしご等を装備し、安全を確保した上で作業を行うことが望ましい。 ・ 防水型の携帯電話を身に付けている船長は、身体の浮力を確保の上、救助依頼を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

